

議案第 76 号

勝山市議会議員及び勝山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正について

勝山市議会議員及び勝山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 2 月 28 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額を引き上げたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 1 号

勝山市議会議員及び勝山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例

勝山市議会議員及び勝山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成 7 年勝山市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(公費の支払)</p> <p>第 4 条 勝山市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約(以下「自動車借り入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借り入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が <u>1 万 5,300 円</u> を超える</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第 4 条 勝山市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約(以下「自動車借り入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借り入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が <u>1 万 5,800 円</u> を超える</p>

場合には、1万5,300円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,350円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出があった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第1項の規定による投票を行わないこととなつたときは、その理由が生じた日。第6条において同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

場合には、1万5,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出があった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第1項の規定による投票を行わないこととなつたときは、その理由が生じた日。第6条において同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)